

## 第1005回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和8年3月19日（木）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 佐藤教育長、小川委員、佐浦委員、鳩原委員、福與委員、片瀬委員

### 4 説明のため出席した者

後藤副教育長、千葉副教育長、遠藤副教育長、沼田総務課長、高橋教育企画室長、須藤福利課長、工藤教職員課長、本田義務教育課長、渡邊高校教育課総括課長補佐、伊藤高校財務・就学支援室長、永田高校教育創造室長、佐々木特別支援教育課長、安倍施設整備課長、佐藤保健体育安全課長、三浦生涯学習課長、高橋文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第1003回及び第1004回教育委員会会議録の承認について

佐藤教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第1005回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

佐藤教育長 小川委員及び佐浦委員を指名する。  
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 5 議事

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 教育功績者表彰について

第6号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第7号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

佐藤教育長 「5 議事 第2号議案、第3号議案、第6号議案及び第7号議案」については、不開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) この審議等については、秘密会とする。  
秘密会とする案件については、本日速やかに処理することが必要なものがあるため、先に審議を行うこととしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

## 9 議事

### 第1号議案 教育委員会規則の改廃（その1）について

(説明者：後藤副教育長)

第1号議案その1について、御説明申し上げます。

資料の左側を御覧願いたい。

教育委員会規則のうち、宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正しようとするものである。

資料の右側を御覧願いたい。

はじめに「1 改正の理由」であるが、知事部局において宮城県公告式条例を改正し、規則の公布等について手続を見直すことから、教育委員会における規則の公布についても同様の手続とするため、所要の改正を行うものである。

次に「2 改正内容」であるが、教育委員会規則の公布にあたって、現在は教育委員会印を押印する手続を定めているが、知事部局と同様に教育委員会の記入とする手続に改正するほか、所要の改正を行うものである。

なお、改正の具体的な内容については、別添の新旧対照表に記載のとおりである。

次に「3 施行日」であるが、知事部局の条例改正の施行日と同じく令和8年4月1日としている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑無し )

佐藤教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第1号議案 教育委員会規則の改廃(その2)について

(説明者：後藤副教育長)

第1号議案その2について、御説明申し上げます。

資料の左側を御覧願いたい。

教育委員会規則のうち、宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正しようとするものである。

資料の右側を御覧願いたい。

「1 改正の理由」であるが、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を受けて、本県の職員等の旅費に関する条例及び関係諸規定が改正されたことに伴い、宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則を改めるものである。

「2 主な改正内容」であるが、職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、支給対象となる具体的な費用項目について、旅費法関係法令を踏まえて規定するほか、転居費の算定に当たっての調整規定を設けるものである。

「3 施行日」であるが、令和8年4月1日としている。

改正の具体的な内容については、新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑無し )

佐藤教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第1号議案 教育委員会規則の改廃(その3)について

(説明者：遠藤副教育長)

第1号議案その3について、御説明申し上げます。

資料の左側を御覧願いたい。

教育委員会規則のうち、県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正するものである。

資料の右側を御覧願いたい。

はじめに、「1 改正の理由」であるが、これまで保護者の年収910万円未満世帯の生徒に対し、授業料相当額を支援する高等学校等就学支援金が支給されていたが、いわゆる高校無償化を実現するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正案が特別国会に提出されており、可決されれば、令和8年度から、保護者等の年収にかかわらず、就学支援金が支給されることとなる。この法改正により、就学支援金の認定手続きが見直され、保護者等の収入状況の確認・審査が不要となることから、本規則において、就学支援金申請者の授業料等の徴収期限の変更を規定している条文について、全般的に見直すものである。また、高校生等臨時支援金申請者に関する徴収期限の変更の取扱いについては、削除するものである。

次に、改正内容をまとめた、別紙補足資料の左側を御覧願いたい。

現在、県立学校条例により授業料等の徴収期限は、第1期は5月15日、第2期は8月15日、第3期は11月15日、第4期は2月15日の年4期と規定されており、改正前の本規則において、新入生が行う4月の就学支援金の申請により、第1期の授業料等の徴収期限は、第2期の8月15日まで変更していた。また、認定者全員が行う7月の就学支援金の申請又は届出により、第2期の授業料等の徴収期限は、第3期の

11月15日まで変更していた。こうした徴収期限の変更については、就学支援金の支給において、保護者等の収入状況の確認など、認定に要する時間を確保するために設けられた規定であったが、資料の右側の改正後のとおり、令和8年度からは4月の1回の申請となり、これまで申請、届出毎に行っていた保護者の収入状況の確認・審査が不要となる。

このことから、ほぼ全ての生徒について、4月の申請により年間の授業料等相当額となる就学支援金が認定されるため、学校の事務負担軽減を図る観点から、授業料等の納入処理を年1回に集約して行うことができるよう、第1期から第4期の全ての徴収期限を年度末に変更するための改正を行うものである。また、令和7年度限りの事業である、高校生等臨時支援金申請者の徴収期限の変更に関する取扱いについて、削除するものである。

最後に「3 施行日」であるが、法案の施行日と同日としている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質疑無し)

佐藤教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第4号議案 宮城県教育職員の働き方改革に関する取組方針について

(説明者：後藤副教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料の右側「1 概要」を御覧願いたい。令和7年6月に改正給特法が成立し、各教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務付けられたことから、平成31年3月に策定した教職員の働き方改革に関する取組方針を改定して、改正給特法に基づく実施計画に位置付けるとともに、新たな取組を追加して、学校における働き方改革の加速化を図っていくものとして、提案するものである。

「2 目的」としては、学校における働き方改革を加速化することにより、教育職員の時間外在校等時間の状況等を改善し、教育職員が心身ともに充実した状態で子供たちと接することができる教育環境の整備を目指そうというものである。

「3 目標及び計画の期間」として、時間外在校等時間に関する目標、ワーク・ライフ・バランスの向上に関する目標を設定し、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間においてこれらの目標を達成すべく取組を進めていく。

なお、詳細については、教職員課長より御説明申し上げます。

(説明者：教職員課長)

詳細について、御説明申し上げます。

資料の右側を御覧願いたい。

「1 概要」及び「2 目的」については、先ほど副教育長から御説明したとおりである。

「3 目標及び計画の期間」であるが、(1) 時間外在校等時間に関する目標としては、令和12年度末までに1箇月の時間外在校等時間が45時間以下となる教育職員割合を100%とすること、また、1年間における1箇月時間外在校等時間を平均で30時間程度とすること等としている。

また、(2) ワーク・ライフ・バランスの向上については、国の指針においても、在校等時間以外の目標値の設定が推奨されていることを踏まえ、年次有給休暇の平均取得日数を15日以上、男性の育児休業取得率を85%とすることを目標値としている。

資料の左側を御覧願いたい。

「4 主な取組内容」について御説明する。

(1) ①学校・教師の業務の3分類を踏まえた見直しは、現在、学校や教育職員が担っている業務について、学校内外における分担の見直しや適正化を推進していくための取組である。

具体的な内容として、学校以外が担うべき業務として、学校徴収金の徴収・管理の方法や、保護者等からの過剰な苦情等に学校以外が対応する体制の検討などに取組んでいくこととしている。

教師以外が積極的に参画すべき業務については、学校を対象とした調査・統計の在り方の検討や、ICT機器の保守管理に関する負担軽減、また、部活動の地域展開の推進などに取組んでいくこととしている。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務については、授業準備や成績処理、学校行事の準備・運営などについて、支援スタッフなどと協働しながら教育職員の負担軽減に取り組んでいくこととしている。

②学校における措置の推進では、各学校が主体的に実施・検討していく取組として、授業時数の見直し・平準化や校務DXの推進などに取り組んでいくこととしている。

③体制整備等では、学校における働き方改革を推進していくための体制の整備にかかる取組として、校内ワークショップの開催等の協働的な業務改善の促進や、校長のリーダーシップ・マネジメント力の向上を図るための研修の実施などに取り組んでいくこととしている。

④教育職員の健康及び福祉の確保では、医師による面接指導や健康診断、ストレスチェックの実施などを引き続き行っていくこととしている。

その他、この取組を進めていく上での留意事項を記載している。

資料の右側を御覧願いたい。

「5 作成経過」であるが、教育庁内に設置している学校運営支援本部において協議し、教職員組合や関係団体からもご意見をいただきながら、方針案を決定してきた。

「6 今後のスケジュール」として、本日の定例会でお認めいただけましたら、4月に施行・公表し、令和8年度中に総合教育会議に策定した旨を報告する予定である。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 )

小 川 委 員

目標値を掲げることは、働き方改革を推進する上で重要な設定であると思うが、これが表面的な数値の達成に留まらないよう、教員本人の日々の生活や仕事の充実につながっていること、また精神的な健康も含めて本人の健康の維持につながっていることをどのように確かめるかが重要であると思う。やもすると、時間外在校等時間の数値だけ達成できたということになりかねず、教員の日々の生活の充実や健康に繋がったのか、また家族と一緒に過ごす時間が増えたことに繋がったのか等をどのように確認するのか。

教 職 員 課 長

小川委員の御指摘のとおり、このような計画についてはKPIが不可欠であるが、それを形式的に達成すること自体が目的ではないと我々も思っている。取組方針の目的は資料の右側に記載のとおり、最終的には時間外在校等時間の減も通して、教員が充実した状態で日々子供たちと接する教育環境を整備することだと考えている。教員がどのように働き方改革を実感しているかを、どのように調査すれば良いかについては現在検討中であるが、単にアンケート調査であると、回答の負担もあろうかと思うため、現在教職員課で行っているワークショップ等の事業に取り組んでいる学校に対して、1年間の取組を通じてどのように意識が変化したのか等を調べてまとめている。全校的にその取組を広げていくかどうかについては、回答にかかる負担を勘案して検討が必要だと思っている。

小 川 委 員

私も職場でストレスチェックテストを受けているが、ストレスチェックに回答すること自体がストレスに感じることもあり、可能であれば生の声を聞いてほしいと思う。全数調査でなく、今の話にあったようなワークショップに出られた教員を対象としたサンプリング調査でも良いと思うため、是非、生の本音の声を聞き、日々の仕事が充実しているか、子供たちに充実した気持ちで接しているか等を確認して欲しいと思う。

教 職 員 課 長

今回は計画の策定ということだが、計画を作成して終わりではないため、今後計画を運用していく上で、現場の教員がどのような考えを持っているのか、どのような状態であるのかを見ながら、また意見をもらいながら進めていきたいと思う。

鳩 原 委 員

計画を立てて実施していくと、その実施状況の積み重ねができていく。確かに教員の仕事に関わる時間負担を軽減する目標ではあるが、それと反対ではないが、子供たちの様々で豊かな学校での教育活動の実践との兼ね合いもある。そこを学校現場の中でどのように工夫して目標達成に繋げていったのか、より精選された時間の中で新し

い教育活動をどのように生み出していったのか等、うまく時間を工夫しながら新しい実践に結びついた例を、計画を実施する中で多く積み上げていき、それを広く全県的に共有できれば、子供たちのより良い教育に繋がっていくと思う。

教 職 員 課 長

鳩原委員の御指摘のとおりであると思う。勤務時間が疲労にも繋がるため、まずそこは1つKPIとして立てていかなければいけないと思いつつ、教育活動の充実が最終的な目標になると思うため、その目標をぶれないように働き方改革も進めていきたいと思う。

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

佐 藤 教 育 長

## 第5号議案 次期県立高校将来構想について

(説明者：遠藤副教育長)

第5号議案について、御説明申し上げます。

次期県立高校将来構想についてであるが、策定に当たっては、令和6年2月から県立高等学校将来構想審議会及び4つの検討部会において、今後の県立高校の在り方について、合わせて26回にわたり御審議いただいた。委員の方々からは、多様な学びのニーズへの対応や地域との連携の推進など様々な御意見をいただいたほか、昨年11月に報告させていただいた答申中間案に対して、パブリックコメントや地域説明会を通じて広く県民の皆様から御意見をいただいていた。

2月に審議会よりいただいた答申を踏まえて、みやぎ県立高校将来ビジョン2026→2040高校教育の創造的再構築として、とりまとめた本構想について、お配りした別紙の構想本体を用いて御説明させていただく。

本構想は5章で構成しているが、はじめに1ページを御覧願いたい。「第1章 新たな県立高校将来構想の策定について」では、急速な少子化の進展やそれに伴う高校教育に対するニーズの変化を踏まえ、構想の期間を前倒し、従来の考え方にとらわれない、生徒を主語にした新たな視点から高校教育を創造的に再構築することを目指すといった策定の趣旨を記載しており、2ページから3ページには、本構想の位置付け、期間を記載している。

次に、6ページを御覧願いたい。「第2章 高校教育を取り巻く現状と課題」では、第3期県立高校将来構想に基づく取組の実施状況として、未来を担う高い志を持つ人づくりと未来を拓く魅力ある学校づくりの観点から実施した取組について記載している。

次に、7ページを御覧願いたい。高校教育を取り巻く現状と課題として、急速な少子化の進展やデジタル化、グローバル化の進展などの社会経済環境の変化と、学習ニーズの多様化や地域と連携した学びの推進などを踏まえた県立高校の現状と課題について記載している。

次に、9ページを御覧願いたい。「第3章 高校教育の創造的再構築に向けた考え方」では、まず基本理念として、現在の高校全体を作り変えて、新たな魅力ある高校教育を創造していく高校教育の創造的再構築、生徒一人一人が自らの学びを主体的に選択し、設計できる教育環境を整備する生徒を主語にした高校教育の実現、全ての生徒の可能性を最大限引き出す質の高い高校教育を実現するため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る質の高い高校教育の実現の3つを掲げている。

次に、10ページを御覧願いたい。次に、基本方針として、県内全ての地域において多様な進路希望に対応できる教育機会を確保することや、オンライン教育等を活用した学習環境の整備について記載している。また、11ページには、学校配置の考え方として、圏域を7つから5つに再編するという、12ページには、学校規模の考え方として、1学年当たりの規模の目安は定めのないものの、圏域ごとに学びの質の確保の観点から一定の学校規模を確保することを記載している。

次に、14ページから15ページを御覧願いたい。「第4章 高校教育の創造的再構築に向けた取組」では、県立高校教育の質の向上の方向性として、志教育の一層の推進、確かな学力の育成、多様なニーズに対応した教育の推進、教育DXの推進、地域と学校の連携・協働体制の推進の5つの方向性を示している。

次に、16ページを御覧願いたい。時代のニーズに対応した高校の魅力化では、普通科系の学びと専門学

科系の学びについて記載している。普通科系の学びとして、圏域ごとに高い学力と探究力を身に付けることを目指す進学系拠点校等の配置や、ピアグループ等の協働学習体制の形成などの環境整備、さらに、普通科の改革の推進などによる、地域や学校の特色に応じた魅力化を図ることとしている。

次に、18ページを御覧願いたい。専門学科系の学びとしては、本県の基幹産業である農業、工業や水産に関わる専門高校の基幹校における大学や企業等との連携や先端技術に関する学びを充実させ、オンライン等を効果的に活用し、その成果を学校間で共有することとしている。さらに、先端科学技術や地域産業の発展に寄与できるスペシャリストの育成を目指す、科学技術高校の設置を検討することとしている。

次に、23ページを御覧願いたい。多様な学びの在り方では、アイデアルスクールの他地域への拡充を検討すること、通信制高校のニーズを踏まえ、スクーリング拠点や通信制高校の増設を行うことで、安心して学びを継続できる環境を整備することとしている。

次に、24ページを御覧願いたい。小規模校の学びの在り方では、小規模校では生徒の人間関係の固定化や教育資源に限りがあることなどの要因から、学校単独では、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることが困難な状況にあるため、オンラインの効果的な活用推進や地域連携、学校間連携の取組などを活用し、教育環境を整備していくこととしている。

また、オンラインの効果的な活用による教育空間の拡張では、オンライン教育センターの設置により、学びの質を確保するとともに、専門的な学びや希望する進路への対応など、生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育環境を整備することとしている。

最後に、33ページを御覧願いたい。「第5章 将来構想の推進」では、学校・家庭・地域の協働の必要性や、教職員の支援体制などによる持続可能な学校教育の推進、入学者選抜の在り方、将来構想の推進に向けた適正な進行管理について記載している。

なお、35ページからは資料編として、本構想策定に向けて実施したアンケート調査実施結果の概要や構想の策定経過などを掲載している。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 )

片 瀬 委 員

今回の計画は2026年から2040年までで、15年先まで見据えた構想ということであるが、15年となると非常に期間が長いと考える。生徒数の減少による統廃合など難しい部分はあるかと思うが、できる限りスピード感を持って取組む必要がある。また15年後は世界が変わっているような状態になると思うため、ビジョンとしては出来上がっているが、それをこまめに手直しして欲しいと思う。

高校教育創造室長

片瀬委員の御指摘のとおりであると考えている。2040年までとしているのは、昨年生まれた子供が中学校3年生になるタイミングであり、そこまで確度の高いものとして取組んでいく意味で設定しているが、当然その中には、15年先の社会情勢に反映していけるよう、構想3ページに記載のとおり、実施計画を3期に分けて策定していく中で社会情勢を反映していきたいと考えている。またスピード感を持ってという部分について、実施計画は令和9年度からとなっているが、令和8年度から取組んでいく部分もあるため、様々なタイミングを捉えて取組んでいきたい。

鳩 原 委 員

教育委員会定例会の中でも、十分な時間をかけて創造的再構築という観点で県立高校の将来ビジョンの策定に向けて話し合いをしてきた記憶がある。最終的にまとまった構想は、今までにない良いものであると感じている。実際に構想を実施していくことになるが、以前も少し話をしたように、全体に関わるものであるが特別支援教育を例に上げると、アイデアルスクールを広げていく時に必ず必要になるのは予算と人的配置である。高校の中でアイデアルスクールを展開していくと、予算面や人的配置の面、また教員の専門性の育成と大きく関わってくることになる。また、当初から教育長が、全庁を挙げて計画に取組むと話をされていた。構想を作る段階では様々なことを考えるが、実施する際に高校教育の部署のみで取組むことにならないよう、是非この素晴らしい構想がより良く実施されていくように、是非全庁を挙げて、様々な面か

ら将来を見据えながら考えていくことが必要であると思う。現場での実施状況の見守りも必要であるが、庁内での将来に向けた考えを是非引き継ぎ、良い構想がより良い実現に結びつくように取組めると良いと感じる。

高校教育創造室長

今御指摘をいただいた点について、構想の33ページに持続可能な学校教育の推進を記載している。特に2(3)で教職員の支援体制も記載している。この中では、新たな学び、アイデアスクールに対して取組んでいく内容も研修をしていかなければならないところもあり、このような内容で記載している。このような内容を実現していくためには、教育庁全体で取組む必要があると思う。

小川委員

このような立派な構想が出来上がったが、単なる構想の設計であってはいけないため、それをいかに充実したものにしていけるかは今後の推進の仕方次第である。構想の33ページ「第5章 将来構想の推進」で、1番に「学校・家庭・地域の協働の必要性」が不可欠であることを謳っており、確かにそのとおりだと思う。学校だけで学校の魅力を作って発信することはやはり難しく、また学校の特色化を学校の教員だけで考えることにも限界があると思っており、やはり家庭や地域との協働は大事である。そして、どのようにその地域と連携するかが重要であり、学校が地域の中に溶け込んでいけると良いと思う。地域連携を下手にすると地域に丸投げするようになってしまうため、学校が地域の中で溶け込んでいけるよういかに企画し推進するかが重要である。学校の特色化は地域で作っていくものだと思うため、地域の教育的リソースを探し、そのような方たちにも学校に入ってもらっていただく中で、自然と魅力化や特色化が図られていくのではないかと考える。いかに学校が地域の中に入っていけるかが非常に重要なキーワードであると思う。学校がまず学校の存在を知ってもらってから入り、学校でどのような生徒がどのような学びをしているのかも知ってもらい、生徒が活動していることに一緒に取組むような働きかけがあり、地域で協力できることを共有することで、地域との連携がより身のある形になっていくと思う。それを積み重ねていくと、魅力化や特色化が具体化されていくと思うが、その推進をどのように行うかが重要である。それを今後進める中で、先進的に取組んでいる学校はどのように進めていったかを共有できる仕組みがあると、地域・学校・家庭の連携の進め方が見えてくると思う。

高校教育創造室長

今御指摘いただいたように考えており、構想の10ページに基本方針を記載しており、スクールミッションの再定義を行うこととしている。今回、構想全体を作り替えていく中で、学校が担う役割を再確認し、その際に地域性を反映していくことになると思う。構想の18ページに、普通科の改革を推進していく中で、今御指摘いただいたとおり、地域の特色やニーズを把握し、それを学校に取り入れていくと記載しており、これを先程のスクールミッションの再定義につなげていくことを考えていきたい。言葉としては、構想の33ページに記載した学校・家庭・地域の協働になるが、今回審議会の中で特に御意見があったことは、地域の中でもやはり市町村との関係性を強めていかなければならないことであった。市町村との関係を今まで以上に強めていく必要があるだろうという御意見をいただいたため、市町村との連携についてこのような表現をしている。今お話いただいた実際の取組については、普通科改革で取組んでおり、例えば、今年度中新田高校では地域おこし協力隊に授業で関わっていただくこともあり、地域の課題を高校の学びに落とし込むにはどのような形が良いか考えている。連携の仕方が異なれば他の高校でも参考になると思うため、手法の部分も含めて全体的に広げていきたい。

小川委員

地域との協働の進め方には様々な方法があつて良いと思う。地域の課題は何かをまず調べ、学校に持ち帰って教育にいかん落とし込むかを考える方法もあり、生徒が学んだことを地域に発信していく中で、それに関心を持った地域の方に協力してもらえ

る方法もあると思う。様々な協働推進の事例を集めて欲しいと思う。そこで、最初に何から行えば良いかについて、教育委員会として示した方が良いと感じる。地域に出て生徒や先生が地域の方と意見交流するにあたり、まずワークショップや学校で行うイベントに来てもらうことなどがある。まず第1歩で何をするか、そこから協働のきっかけが多く出てくると思うため、それを形にしていくと教育も充実していき、地域の教育的リソースが見つかるかもしれない。最初の第1歩をどのようにするかについて教育委員会で示し、リーダーシップの大きい校長のアイデアを集めながら取組を進め、また協働の事例を集めて広げられれば、協働の推進がより充実すると思う。

佐 浦 委 員

構想が素晴らしくまとめられていると思う。これまで議論してきた心配事なども構想に反映されている。7地域が5地域に絞られ、地域のヒアリングも終わり、いわゆる柱のようなものを作り上げ、これから構想を活用していく段階に入ってきたのだと思う。市町村との関係も大事であるという話も出ている。公的な内容はこの構想であるが、現場には私立高校との競合やおおさき日本語学校のような学校との関係もある。また地域が小さければ小さいほど、地域の特殊事情が新しい方向性を作る際に影響してくることもある。例えば仙台圏域であれば私立高校の勢いとの兼ね合いなど、5地域それぞれの特徴を活かし、それを十分に考慮した上で地域ごとに内容をまとめ、フレキシブルに使えるようなものにすれば良いのではないかと思う。

また、宮城県外の近隣エリアでは、北海道まで含めた北部の地域で非常に過疎が進んでおり、北海道のように、圏域が広すぎるなどの地域の弱点が、危機を招いているところもある。北海道や東北地方の教育委員が集まる会議ではそのような話が多く入ってくるが、このような事例が公の場でも聞こえてくると思うため、そうした事例を拾いながら、宮城県にいずれ訪れるであろう危機を予見することが必要であると思う。柱が出来上がった後は、取組んで修正してというようにやり直しができれば、良いものができていくのではないかと思った。

高校教育創造室長

令和9年度からの実施計画で配置や具体的な取組を盛り込んでいくが、構想を作る際と同じように地域の方や生徒の意見も聞きながら実施計画を作っていくことを考えている。具体的な部分について、他県の状況はそれぞれ異なる部分もあるため、良いところは参考にしていきたいと思う。お話のあったオンライン化については、特に北海道で必要に迫られ進んでおり、またそれ以外の地域でも効果的に取組んでいるものが分かっているため、そうしたところを今研究しており、取組を始めていく中でそのようなものを参考にしていきたい。

佐 浦 委 員

加えてアイデアルスクールが、名前も良く非常に魅力的に仕上がっていく予感がする。他県の参考になるような仕上がりにし、宮城県のアイデアルスクールは素晴らしいという展開になれば良いと思うため、そのようになるよう取組んで欲しい。

鳩 原 委 員

みやぎ県立高校将来ビジョンは、できるだけ多くの方に御理解いただく段階では自信を持って薦めることができると思う。特に、地元地域との連携について話があったが、今までの将来構想では高校の中での理解に留まっていた部分もあったのではないかと思う。当然、高校だけでは地域は成り立っていかない。高校の地域を考えると、教育庁内では小学校や特に中学校での理解が私立も含め高校に直結する。どのような子供に育ち、どのように特色のある高校の進路を選択していけば良いのかについては、子供自身が選べるような経験も必要であり、そのためには高校の教員だけではなく中学校の教員が十分な理解を得る機会を積極的に設ける必要がある。管理職や進路担当だけではなく、1人1人の現場の教員が、将来高校で学べることを理解した上で、子供の指導にあたると、全く結果が異なってくると思う。非常に良い将来ビジョンであるため、これをより良く実現するためにも、中学校や小学校の理解も得られるよう、市町村教育委員会との繋がりも重要になってくる。そうすると、全庁を挙げての取組

ということに当然なると思う。その準備として、教育長がそれぞれの市町村教育委員会とも直接やり取りを始めていたことについて、非常にありがたいことだと思っている。1人の子供が小学校中学校高校と大きく育っていき、将来地元で活躍できる人材を育てていくためにも、県内市町村と今後もより連携を深め、また義務教育段階との連携も積極的に発信し、そのような機会を作っていければ良いと思う。

高校教育創造室長

今回この構想を策定するに当たり様々な御意見をいただいております。全体的な状況は構想の59ページにまとめている。地域の説明会や市町村長との意見交換会の開催などを通じて様々な気づきがあった。実施計画でどのような取組を行っていくかを示す中で、中学生などからの意見もあり大変参考になったため、取組に反映したいと思う。また、市長村長の意見交換会については、各市町村教育委員会の教育長にもほとんど参加いただいております。その中で義務教育からの視点もいただいたため、今後も様々な機会を捉え、義務教育との連携を意識しながら取組んでいきたい。

福 興 委 員

私は1年間程度しか教育委員を務めていないが、これまでの1年程度教育委員会で議論してきたことが全て反映されている構想であると思う。他の教育委員が話したことに加えて、小中学校の教員が構想を理解することはもちろんのことであるが、例えば多様なニーズの理解や、ICT・AI技術を駆使するなど素晴らしい内容が記載されているものの、ここについて実際は現場の高校の教員次第であると思う。理念は素晴らしく理論的には分かるが、実際はどうすれば良いのか分からないというように、現場にいる教員がそれを実行できずに困ることがないよう、ここまでの構想が完成した後は、現場の教員の教育から始めると良いと思った。取組を実施できている教員もいると思うが、非常に理念が高いだけに、教員がまず理念に付いていけないと、生徒に教えることはできないと思う。またこれまでの他の案件でも感じたことだが、教員自身のワーク・ライフ・バランスや心の安全性などが保たれなければ、このような素晴らしい理念は中々広げられないと思ったため、今後は教育委員会で高校の教員に対しどのように構想を実現していく力を付けさせていくかが課題であると思った。

高校教育創造室長

御指摘については懸念もあり、留意しなければならないと思っている。構想の33ページに先程も御覧いただいた教職員の支援体制について記載している。オンラインやデジタル、またアイデアルスクールの要素などがこれまでにない部分であり、また教員のワーク・ライフ・バランスもあるため、このようなことに対応できるよう、研修も活用しながら、どのような狙いなのかという根本的な部分について伝わるようにしていかなければならないと思う。また、実施計画をこれから策定していくに当たっては、先程申し上げたスクールミッションの再定義があるため、それを通じて、これまで以上に学校が担っていく役割についてコミュニケーションを取りながら明確にしていきたい。

佐 藤 教 育 長

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 10 課長報告

### 多賀城政庁復元の検討状況について

(説明者：文化財課長)

多賀城政庁復元の検討状況について、御説明申し上げます。

はじめに、資料の左側を御覧願いたい。

「1 経緯」について、多賀城は、奈良・平安時代の陸奥国の国府であり、東北地方における政治・軍事・文化の中心地として大きな役割を果たした。令和6年度には創建1300年を迎え、県による政庁南大路・城前官衙の整備、多賀城市による外郭南門の復元整備が完了したことや、多賀城碑の国宝指定により、さらなる史跡の活用に対する機運が高まりました。このことから、多賀城の中心である政庁の価値を分かりやすく伝え、地域の活性化や観光資源としてさらなる充実を図る目的で、政庁の復元整備について、今年度から

検討を行うこととした。

「2 多賀城政庁復元整備検討会について」は、多賀城政庁復元の目指すべき方向性を検討し、整備後の活用等の施策を効果的かつ効率的なものとするため、考古学、建築学、観光や地域振興の有識者、地元関係者で構成される検討会を、3回開催し、意見聴取を行った。

なお、検討会の報告書は、お手元に配布している。

検討会では、事務局から政庁復元の意義と目的、復元整備の目指すべき姿、復元整備の進め方、活用の方向性等についての考え方を説明し、以下のような提言をいただいた。

委員からの意見としては、復元整備は単に建物を再現することにとどまらず、地域の歴史文化資源としての魅力を高め、多くの人々にその価値を実感してもらう契機となることが期待されること。

資料の右側を御覧願いたい。

復元整備は、工期が長期化する中で、事業の求心力を維持し、早期に観光誘客効果を発現させるため、多賀城のシンボルである正殿から段階的に復元すべきであること、地域住民が多賀城を自分たちの誇りとして捉え、積極的に関わることが重要であり、市民・県民の参画とシビックプライドを醸成することが望まれることなどがあった。

「3 今後について」は、検討会での提言を参考として、来年度は図のように、県による多賀城政庁復元整備に向けた方針のとりまとめ、多賀城市の特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画を踏まえた、県の特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画の改訂、及び事前調査としてのボーリングによる地質調査等を実施する予定である。

また、県の行政評価委員会において、事業の妥当性についての評価を受ける予定である。事業が妥当と判断された場合は、引き続き多賀城市と連携しながら、文化庁と協議を重ね、事業を進めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

小 川 委 員

資料の右側に、地域住民が多賀城を自分たちの誇りとして積極的に関わることが重要であり、市民県民の参画とシビックプライドを醸成する、とある。これを具体的にどのように実現するかが非常に重要であり、政庁の復元に市民がどのように関わるのかを、どのような形で表していくのか。ただ参加すれば関わったことになるということではなく、何か自分たちが関わったことに対する軌跡が残っていくようなものがあるかどうか重要である。ただ、当時の状態をそのまま復元するため、そこに下手に今の時代の感覚が入ってしまうと整合性が取れなくなる問題もある。どのように関わったかがどのような形として残るのが重要である。奈良時代に建設された国分寺を発掘した際、発掘された瓦の裏にその地域で寄進した人の名前が書かれていたものがあったことを聞いたことがある。奈良時代でさえ、瓦の裏に名前を書いて国分寺建設に関わった形跡を残していた。だからと言って瓦に名前を書くと良いと言うわけではないが、復元するにあたり、地域住民に関わったという形を、抽象的な形でも、イメージやソフトウェアでも良いので残せると良いと思う。そうしたものがあれば、自分たちの遺跡だと分かるものが残って良い。または、復元を企画する段階から参加できて良い。どのようにこのシビックプライドを醸成するのか、アイデアがあれば教えて欲しい。

文 化 財 課 長

地元の方々とはこれまでも意見交換しており、今後も整備だけでなく活用も含めて意見を伺う機会を作っていきたいと考えている。実際に連携しながら整備を進めているが、やはり一緒に取組んでいる意識を持っていただくことを目指したいと思っている。具体的な形やアイデアはこれからである。小川委員から御指摘のあった瓦について、他では確かに事例としてあるが、そのようなことも含めて、今後何ができるか検討していきたいと思う。

小 川 委 員

全く異なる分野の話であるが、宇都宮でLRTが新しく設置され、住民がかなり利用するようになった。これが住民のLRTであるという意識を持ってもらうために様々な取組を行っている。例えば、設置されているベンチに名前が残るようにしてある。誰が

デザインを考えたか残されているなど、住民がLRTの製作に関わったという形が残っており、だからこそ自分たちのLRTだという意識を強く持つようになっていく。そのような考え方が、市民の都市開発や公共空間の整備に取り入れられている。今回は歴史的な遺跡であり、そこまで現代の感覚で入ることが良いかは分からないが、復元した政庁が市民の共有財産となる。自ら関わったからこそ訪問し、その後知り合いを呼び愛着が広がっていく、というような仕掛けが非常に大事になってくると思うため、是非様々な意見を聞き、できるものを取り入れて欲しいと思う。

文化財課長

整備の工程などで、できるものから取り入れていくことを考えていきたい。整備中も常に整備や工事の様子を公開し、その途中途中を見せていくことも検討していきたいと思う。

後藤副教育長

小川委員の御指摘は非常に大事な視点である。多賀城政庁復現整備検討会の報告書について今回報告しているが、検討会を開催するに至った背景がある。我々はどちらかというと、いかに史実に忠実なものを再現して作るかにどうしても注力してしまう。復元したものが住民に興味を示されないものになっては意味がないため、政庁が復元した後の観光資源としての利活用について考え、この検討会を立ち上げていた。検討会の委員として、地元の団体である多賀城市市川後継者クラブのメンバーも入っている。検討会で検討される中で、地元でも様々な気運が醸成されており、今年2月15日に多賀城跡周辺まちづくり協議会という組織が地元住民を中心に立ち上がった。もちろん予算を多く持ってきてという話ではないが、まさにそのシビックプライドとして、自分の地区にこのような歴史がありこのようなものが復元される、ということ盛り上げる組織が立ち上がった。そこに多賀城市も積極的に関与していく流れになっているため、小川委員の御指摘については、そうした形でまず担保していく。我々は歴史的な部分や財源の部分などを担保していく。また、その地域で様々な手を加えるには何を行うにしても文化庁の許認可等をいただかなければならないため、そうしたところにも注力していくような形になるかと思う。そこは、当然地元も十分に巻き込んで取組んでいきたいと考えている。

小川委員

例えば運営等に地域住民が入れば、我が町の財産のような意識を醸成できると思う。物理的なものづくりに住民が入ることは、歴史的な文化財であるため難しいが、運営という形で住民が関われる余地は多くあると思うため、そのような面で地域が関わることはアイデアとして良いと思う。

## 1.1 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和8年3月高等学校卒業予定者就職内定状況（2月末現在）
- (3) 宮城県図書館「東日本大震災文庫展」
- (4) 東北歴史博物館特別展「さくらももこ展」

## 1.2 次回教育委員会の開催日程について

佐藤教育長 次回の教育委員会は、令和8年4月23日（木）午後1時30分から開会する。

## 1.3 閉会 午後3時12分

令和8年4月23日

署名委員

署名委員